過去の税制改正大綱において平成 24 年度の検討課題と明記されている項目（国税関係）

（１）平成 22 年度税制改正大綱における記述

(ｲ) 租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し（平成 22 年度末までに期限が到来するもの等）

租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う『政策税制措置』は、現在、国税で 241 項目、地方税で 286 項目ありますが、これらのすべてを『ふるい』にかけて、平成 22 年度税制改正から始まる今後４年間で抜本的に見直します。【平成 22 年度税制改正大綱 P9】

（２）平成 23 年度税制改正大綱における記述

(ｲ) 山林に関する相続税・贈与税

山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成 24 年度税制改正において必要な見直しを行います。【平成 23 年度税制改正大綱 P111】

(ﾛ) 中小企業者に対する法人税率の特例及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し

会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成 24 年度税制改正において検討することとします。【平成 23 年度税制改正大綱 P112】

（ﾊ）原料用石油製品等に係る免税・還付措置

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成 24 年度税制改正において引き続き検討します。【平成 23 年度税制改正大綱 P112】

（ﾆ）適格退職年金制度の廃止に向けた取組み

平成 24 年３月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成 24 年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めます。【平成 23 年度税制改正大綱 P114】

（ﾎ）車体課税

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。【平成 23 年度税制改正大綱 P114～】

（参考）

（ヘ）配偶者控除

配偶者控除については、夫婦が生活の基本的単位である点を重視する考え方等から、その見直しに慎重な意見もありますが、雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものとなるように見直すべきではないか、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値があり、配偶者の存在を担税力の減殺要因と捉えることは必ずしも適当ではないのではないか、という見直しに積極的な意見があります。

このような配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。【平成 23 年度税制改正大綱 P13】

（ト）たばこ税

平成 24 年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。【平成 23 年度税制改正大綱 P21】